

会員事業者 様

「運輸安全マネジメント」研修会の開催について

(ご案内)

適正化事業運営委員会

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、適正化事業の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成18年10月から運輸安全マネジメントの導入に伴う貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律が施行されました。

「輸送の安全を確保すること」は、もとより運送事業者の当然の責務であります。今回の改正法の施行により、全ての運送事業経営者の安全確保義務が明確にされています。

今般、会員事業者の皆様を対象に「運輸安全マネジメント」の具体的な対応についての研修会を近畿運輸局のご協力により、下記のとおり開催致しますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 日 時：平成19年 2月 2日(金) 14:00~16:00

2. 場 所：滋賀県トラック総合会館  
守山市木浜町2298-4

3. 議 題：  
(1) 運輸安全マネジメント概要と運用について  
(2) その他

4. その他  
ご出席の方は、下表「出席者申込書」により FAX077-585-8015にて平成19年 1月26日(金)までにご連絡下さるようお願いいたします。

出席者申込書

事業者名 ( )

出席者名	出席者名

(問合せ先) 滋賀県トラック協会 適正化事業課

TEL 077-585-8080 (担当: 大橋、石見、杉本)